

空き店舗等活用促進事業補助金のご案内

釧路市では、空き店舗等の活用促進と商業地域の賑わい創出を目的として、空き店舗等へ新たに新店出される方を対象に、経費の一部を補助する事業を実施しています。

申請期間 2026年4月20日（月）～12月25日（金）

※期間内でも予算額に到達次第終了します。

■改装出店型

① 補助対象事業

空き店舗等に新たに新店出するため、店舗改装・広告宣伝を実施する事業

② 補助対象経費

- ・店舗改装費（備品購入費は除く）※釧路市内に本店を有する業者へ支払う経費
- ・広告宣伝費※釧路市内に本店、支店または営業所を有する業者へ支払う経費

③ 対象地域※詳しくはお問い合わせください

- ・釧路市内にある商店街振興組合が定款に定める地区
- ・釧路圏都市計画における商業地域・近隣商業地域（釧路市内に限る）
- ・阿寒町、音別町に位置する別に定める地域

■お試し出店型

① 補助対象事業

市に登録された空き店舗等を賃借して、大きな改装工事を行わず、試験的に新店出する事業

② 補助対象経費

店舗賃借料（最大5か月分）

③ 対象地域※詳しくはお問い合わせください

中心市街地

※改装出店型、お試し出店型どちらも改装や広告の発注前、賃貸借契約の前に申請が必要です。

（補助金額）

上限額20万円（補助対象経費の2分の1以内）中心市街地の改装出店型は上限50万円

※改装出店型とお試し出店型を併用した場合は、併せて最大50万円

（対象業種）

小売業、飲食業及びサービス業（一部対象外となる業種もあり）

（対象店舗）

- ① 店舗専用の出入口が1階に存在する空き店舗等であること
- ② お試し出店型は市に登録された空き店舗等であること

（補助要件）

- ① 店舗の移転ではないこと（店舗面積の拡大などで対象となる場合があります）
- ② 改装出店型は週5日以上、お試し出店型は週3日以上営業すること
- ③ 午前9時から午後6時までの間に、改装出店型は概ね6時間以上、お試し出店型は概ね3時間以上営業すること
- ④ お試し出店型は最低14日以上出店すること
- ⑤ 短期間に終了するイベント会場としての利用ではないこと
- ⑥ 商工会議所（商工会）へ事前計画の相談を行っていること
- ⑦ 着手前までに釧路市に申請すること
- ⑧ 納期到来分の市税を完納していること

申請から補助金交付までの流れ

申請者

釧路市（商業労政課）

① 事前相談・交付申請

事前相談の上、事業着手前までに、補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

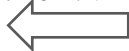
申請



② 申請内容の審査

申請受付後、添付書類の確認や事業概要の審査を行い、補助金交付の可否を決定します。

交付決定



③ 事業実施

④ 開店

⑤ 実績報告 ※1

⑥ 補助金の請求 ※2

実績報告
補助金請求

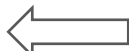


⑦ 補助金の交付

事業実績報告書の受付後、内容を確認し、補助金を支払います。

⑧ 補助金の受領

補助金交付



※1 実績報告書は、次の期日までに提出してください。

《改装出店型》

開店後（業者への支払いが完了していない場合は支払い完了後）1か月以内
又は年度末（3月31日）のいずれか早い日

《お試し出店型》

賃借開始から5か月経過後又は契約終了後1か月以内若しくは年度末（3月31日）の
いずれか早い日

※2 お試し出店型は店舗の賃借料を支払ったことが証明できる場合に限り、毎月補助金を請求することができます。

空き店舗等に出店予定で、補助金申請を希望する方は
あらかじめご相談ください。

《問い合わせ先》

釧路市産業振興部商業労政課

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎4階

TEL (0154) 31-4611